

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する決議

昨年12月にニューヨークで開催された国連総会本会議において、北朝鮮に対し全ての人権と基本的自由の尊重や、拉致被害者の即時帰国の実現を含めた拉致問題の早急な解決等を強く要求する北朝鮮人権状況決議案が、我が国とEUにより共同提出され、過去最多となる59の共同提案国を得て、コンセンサス（意見の一致）方式で採択された。

さらに、本年3月にジュネーブで開催された国連の第25回人権理事会においても、北朝鮮に対して拉致問題を含む全ての人権侵害を終わらせる手段を早急に講ずることを促し、また、国際社会に対して体制構築を含めた取組等を要請する北朝鮮人権状況決議案が、我が国とEUにより共同提出されて賛成多数で採択されるなど、この間の国際社会の動きは、拉致問題の解決を目指す我が国にとっても大きな後押しとなっている。

このように拉致という非人道的行為に国際圧力が強まる中、5月26日から28日にかけてスウェーデンで開かれた日朝局長級協議で、北朝鮮側は、日本人拉致被害者と、拉致の疑いを否定できない特定失踪者について特別調査委員会を設け、全面的に調査すると約束した。

過去には、北朝鮮によるずさんな調査や約束した再調査をほごにするなどの経緯があったことから、我が国は再調査に係る経過を厳しく見極めていく必要があるものの、川崎市内には拉致被害者である横田めぐみさんの御両親もお住まいであり、長年にわたる苦しみや御負担を考えると、一日も早い解決が求められている。

よって、本市議会は、国において北朝鮮の調査状況を監視して不誠実な対応を許さないよう取り組むことと併せ、国際社会においては国連人権理事会において採択された決議の内容を実行に移すとともに、引き続き国際社会が連携して、全力を挙げて重大な人権侵害である拉致問題の早期解決に向けた働き掛けを継続し、拉致被害者の即時帰国を実現されるよう強く望むものである。

以上、決議する。

平成26年6月19日

川崎市議会